

道路占用工事に伴う路面復旧基準

(趣旨)

この基準は、呉市道路占用規則第18条の規定による占用工事における路面復旧について、道路の機能を保全するために必要な事項を定めるものとする。

(路面復旧の範囲)

①通常の場合の復旧範囲

復旧幅は、掘削幅に影響部（路盤厚×K）を加えたものとする。また、表層の復旧範囲については、別記図面Ⅰのとおりとする。

アスファルト舗装の場合 $K = 1.0$

コンクリート舗装の場合 $K = 1.4$

②特殊な条件がある場合の復旧範囲

- ・掘削制限（掘返し規制：N年）のかかる道路において掘削を許可する場合は、表層の復旧範囲については別途協議とする。
 - アスファルト舗装の場合 $N = 3$ 年
 - コンクリート舗装の場合 $N = 5$ 年
- ・特殊工法（推進立て坑、ボーリング・薬液注入・電柱抜柱後の穴、人孔蓋補修）等の場合の復旧方法については、別途協議とする。
- ・交差点部の復旧範囲は別途協議とする。
- ・個人負担による占用に係る復旧範囲は、別途協議とする。

(仮復旧)

仮復旧は、通行障害を緩和するため、埋戻し完了後直ちに行う。なお、掘削幅で埋戻し、アスファルト常温合材又は加熱合材で復旧するものとするが、仮復旧状態が6ヶ月を越えるときは加熱合材で復旧しなければならない。

(本復旧時の舗装構成)

現況の舗装構成による復旧を原則とする。主な舗装構成及び舗装材料等は別記図面Ⅱを標準とする。

(責任期間)

占用者は、工事完了届の提出日から2年間、復旧箇所の維持修繕をしなければならない。

付 則

この基準は、平成25年8月1日から実施する。

ただし、すでに旧基準で設計・予算措置済で、変更が困難な場合は、別途協議とする。

※ 道路占用許可証の許可条件として、従来の舗装構成に併せて表層の復旧範囲を明示する。

改正 令和2年10月19日

令和6年4月18日

別記図面1

路面復旧における表層の復旧範囲について

項 目		概 略 図
基本項目	<p>復旧範囲は掘削部分に影響部分を加えた範囲とする。 復旧幅 = B + 2W</p>	
ケース 1	<p>舗装幅員が2 m以下の場合、全幅復旧とする。</p>	
ケース 2	<p>2車線以上の場合、掘削部分に影響部分を加えた範囲を含む車線単位毎の復旧を原則とする。ただし、当該範囲が路端側から車道外側線を越えない場合など路面の状況・交通量・掘削位置等の条件により、ケース3を適用することができる。〔協議事項〕 (注) 抹消したラインは復旧すること。</p>	
ケース 3	<p>影響部分の外側から舗装の絶縁線までが1.2 m未満の場合は、絶縁線まで復旧する。 ※絶縁線とは、舗装絶縁端、既存カッターライン</p>	
ケース 4	<p>復旧幅が1 m未満の場合、復旧幅を1 mとする。</p>	
ケース 5	<p>複数の掘削箇所が連続する場合で同時施工の時、復旧範囲の間隔が3 m未満の場合はその部分も含んで復旧範囲とする。</p>	
ケース 6	<p>コンクリート舗装で復旧範囲が伸縮目地まで1.8 m未満の場合、目地で囲まれた範囲を復旧範囲とする。</p>	

※ケース2から6までの復旧範囲、舗装幅員その他の範囲については、基本項目適用後で他のケース適用前の範囲で判断するものとする。

呉市が管理する道路の路面復旧における舗装構成図

(令和6年4月現在)

工種及び舗装工	舗装構成 (単位:cm)	適用基準	
		区別	在来道路の種類
1号工 アスファルト舗装工 施工厚 43cm		車道	大型車交通量: N6 (1000~3000台) 例: 今西通り
2号工 アスファルト舗装工 施工厚 35cm		車道	大型車交通量: N5 (250~1000台) 例: センター通り 蔵本通り 阿賀中央西畑線 (旧国道185号)
3号工 アスファルト舗装工 施工厚 35cm		車道	大型車交通量: N4 (100~250台) 例: 焼山環状線 高地部循環線
4号工 アスファルト舗装工 施工厚 25cm		車道	大型車交通量: N1, N2, N3 (~100台) 車両交通のある一般道路 ※ガソリンスタンド, 大型店舗, コンビニエンスストア等への乗入れ部
5号工 アスファルト舗装工 施工厚 13cm		歩道	一般歩道
6号工 コンクリート平板舗装工 施工厚 29cm		歩道	例: 望地1号線 ※車両乗入れ部については別途協議
7号工 透水性舗装工 施工厚 18cm		歩道	例: 高地部循環線
8-1号工 インターロッキング(レンガ)ブロック舗装工 施工厚 19cm		歩道	例: 今西通り センター通り (注)ブロック厚は現況のとおりとする。
8-2号工 インターロッキング(レンガ)ブロック舗装工 施工厚 25cm			※一般宅地への乗入れ部
9号工 タイル舗装工 施工厚 25cm		歩道	例: 蔵本通り 美術館通り (注)ガソリンスタンド等はコンクリートT=20cm

10号工	ポリシール舗装工 施工厚 11cm		歩道	例: 高地部循環線 (注) 復旧する場合は12号工で施工
11号工	コンクリート舗装工 施工厚 30cm		車道	一般車道 ※車両の乗入れ部 (注) 現況6号工の箇所を復旧する場合は目地を入れること。
12号工	コンクリート舗装工 施工厚 20cm		車道 歩道	一般歩道 (注) 幅員2.0m未満の自動車交通量が少ない生活道路は歩道とみなす。
13号工	インターロッキングブロック舗装工 施工厚 25cm		歩道 車道	例: 広商店街 (注) コンクリートを水硬性スラグ路盤(HMS-25)T=10cmにすることも可能とする。 ※駐車場、店舗等への乗り入れ部
	インターロッキングブロック舗装工 施工厚 30cm			
14号工	アスファルト舗装工 施工厚 15cm		車道 歩道	幅員3.0m未満の自動車交通量が少ない生活道路(設計CBR12) ※駐車場、店舗、一般宅地等への乗入れ部
15号工	アスファルト舗装工 施工厚 18cm		歩道	※一般宅地への乗入れ部 ※水管、下水道管等の本管等を縦断で占用する場合で、乗入れ部でない箇所(5号工)も含め、一連で舗装するときに限る。
16号工	透水性インターロッキングブロック舗装工 施工厚 24, 27cm		歩道	(注) ブロック厚は現況のとおりとする。 ※一般宅地への乗入れ部は施工厚27cm(透水性インターロッキング(レンガ)ブロックT=8cm, 砂T=2cm, 透水シート, 切り込み砕石路盤T=15cm, 砂T=5cm)とする。
17号工	透水性インターロッキングブロック舗装工 施工厚 30cm		歩道 車道	※駐車場、店舗等への乗入れ部
<p>(注1) ここでいう幅員とは、側溝に蓋掛けをしている場合は側溝幅も含めた全幅員のことをいう。 (注2) 合材及び路盤材は、原則再生材を使用すること。 (注3) アスファルト舗装(車道)において、縦断勾配が9%以上の場合、合材の仕様はすべり抵抗性に優れた改質(I)とすること。 (注4) アスファルト舗装(車道)において、特に大型車交通量が多い場合、合材の仕様は耐流動性に優れた改質(II)とすること。 例: 阿賀中央町田線 (注5) 合材の仕様については、別途協議を有する場合がある。 例: 阿賀中央西畑線(旧国道185号) (注6) 14号工での復旧において、路床の状態が不良の場合は、別途協議すること。 (注7) 歩道の乗り入れ部において、頻繁に大型車や特殊車両などが乗り入れる場合は、別途協議すること。 (注8) 舗装構成等に疑義がある場合は、別途協議すること。</p>				